## 少量新規化学物質・低生産量新規化学物質の申出に関するよくあるご質問(FAQ)

1. 申	出システムのアップデートについて	
No.	質問	回答
1-01	これから新規に申出システムをパソコン にインストールしようと思っています が、インストールの手順はどこを参照す ればよいですか。 新しいパソコンに申出システムを新たに	最新版 (ver7.03) の申出システムを利用するためには、経済産業省の以下のウェブサイトか らダウンロードファイルをパソコンにインストールしてください。その際の手順を示したマニュ アルが同じウェブサイトに掲載していますので、参照してください。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html ※旧ver7.02の申出システムで作成した申出書データ等(申出書、用途証明書、構造式ファイル)は受 け付けされませんので、ご注意ください。 データの移行にはバックアップが必要です。 下記マニュアルの「7 (応用) パソコン更新手順」 (P.33以降)を参照してください。
1-02	インストールしようと思っているが、旧 パソコンで作成した申出データの移行は 可能ですか。	➤ 化審法低生産量・少量新規化学物質申出システム(ver7.03)インストール説明書 <u>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/off</u> <u>er703install.pdf</u>
1-03	申出システムを起動すると、「処理が異 常終了しました。詳細はログを確認して ください。」というエラー表示が出まし たが、どのように対処すればよいです か。	エラーの発生原因は様々あります。申出システムフォルダにあるログ(Moushide.log)で、 エラーが起きた日時の右側に [ERROR]が表示されている行にあるコメントで原因を確認し、問 題点に対処してください。 <b>(新規又は更新用のインストーラがOfficeのビット数に適合していないものを用いている</b> ・Windowsのビット数とOfficeのビット数を混同し、Windowsのビット数のインストーラを用いてい る。 <b>2AccessDatabaseEngineを正しくインストールしていない</b> ・AccessDatabaseEngineを入手してインストールしていない。 ・ダウンロードはしているが、インストール用ファイルを起動していない。 ・グウンロードはしているが、インストール用ファイルを起動していない。 ・グウンロードはしているが、インストール用ファイルを起動していない。 ・ブータベースファイル (MoushideDBV7.accdb) があるフォルダのPath情報(※)が正しくない ・データベースファイルについて、フォルダ名を変更したり、別のドライブに移動してデータベース ファイルのPath情報が変わっているのに、Path情報を更新していない(PCのCドライブ直下に申出シ ステムフォルダを配置している場合は、Path情報の変更は不要。)。 ※Path 情報については、下記マニュアルの「3.2 zip ファイルによる申出システムのインストール」 (p12以降)を参照して下さい。 ▶ 化審法低生産量・少量新規化学物質申出システム(ver7.03)インストール説明書 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/offer70 <u>3install.pdf</u>
1-04	申出システムについて、ver7.02から ver7.03にアップデートしようと思って いますが、その手順はどこを参照すれば よいですか。	ver7.02からver7.03にアップデートするためには、経済産業省の以下のウェブサイトの「申出 システムの更新(ver7.02から更新する場合)」にあるマニュアルにしたがってダウンロード・ インストールしてください。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html
1-05	過去にver7.02を利用して作成した申出 書データ等は、ver7.03でも参照したり 活用することができますか。	ver7.02で作成した申出書データ等は、申出システムをver7.03にアップデートすることで、 ver7.03の下でデータを参照したり継続作成(過去の申出を活用した申出書の作成)等ができる ようになります。

2.構造式ファイル(MOLファイル)について				
No.	質問	回答		
2-01	構造式ファイル(MOLファイル)はどの ように作成すればいいですか。	構造式ファイル (MOLファイル) は、化学構造式を描画する専用のソフトを利用して作成し ます。少量新規化学物質の申出で利用できる描画ソフトは、ChemDraw、Marvin JS、BIOVIA Drawがあります。 (令和7年度申出手続案内のp6に紹介されています。) https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/sh oryoshinkiuketsukeR7.pdf 構造式ファイル (MOLファイル) の作成に際し、ご不明な点がある場合、独立行政法人製品 評価技術基盤機構 (NITE) へお問い合わせください。 ➤ NITE お問合せフォーム (少量新規申出) https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/syouryou/syouryouForm.htm		

3. 申	3. 申出者コード について				
No.	質問	回答			
3-01	e-Govで電子申出を行う際に必要となる 「申出者コード」と「申出者確認コー ド」は、どのような手続きをすれば取得 できますか。	<ul> <li>申出者コードを取得するためには、電子情報処理組織使用開始申出の手続が必要となります (様式第15の提出)。</li> <li>具体的な手続方法は以下のウェブサイトを参照してください。</li> <li>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_in dex.html</li> <li>なお、申出者確認コードは、申出者自身で設定する任意の番号(数字7桁)です。</li> </ul>			
3-02	申出者コードの取得手続時に申請した際 の会社名、代表者の氏名、本社住所が変 更になりましたが、どのような対応が必 要でしょうか。	<ul> <li>申出者コードの取得手続時の申請内容(会社名、代表者の氏名、本社住所)に変更があった場合は、速やかに(電子情報処理組織使用変更届の手続を行ってください(様式第16の提出)。</li> <li>具体的な手続方法は以下のウェブサイトを参照してください。</li> <li><a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_in_dex.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_in_dex.html</a></li> </ul>			

4.電	4. 電子申出について				
No.	質問	回答			
4-01	「拒否通知」が届いた際の修正・再送信 についてどのような対応をすればよいで しょうか。	e-govの申請案件一覧から内容を確認し、申出システムにて修正の上、再送信してください。 なお、申出年月や確認を受けようとする年度の受付コードを間違えた際には、補正通知が届いた 際のように申出システムで『エラー修正』を行うことはできず『転用作成』を行ってください。 下記マニュアルの「(参考)「拒否通知」が届いた際の対応手順」(P.25以降)を参照してく ださい。 ➤ e-Gov電子申請システムを使用した 少量新規化学物質・低生産量新規化学物質製造輸入申出 提出マ ニュアル https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R7 e-gov_guide.pdf			
4-02	「補正通知」が届いた際の修正・再送信 についてどのような対応をすればよいで しょうか。	<ul> <li>e-govのメッセージから内容を確認し、申出システムにて修正の上、再送信してください。なお、当初の受付番号を使用すること、修正後のデータに加え、修正通知のなかったデータも併せて、全件分のデータを再提出することにご留意ください。</li> <li>下記マニュアルの「(参考)「補正通知」が届いた際の対応手順」(P.18以降)を参照してください。</li> <li>&gt; e-Gov電子申請システムを使用した少量新規化学物質・低生産量新規化学物質製造輸入申出提出マニュアル</li> <li>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R7</li> <li>e-gov_guide.pdf</li> </ul>			
4-03	e-govの申請案件一覧にあるステータス が提出後から変わらないが、審査されて いるのか。	<ul> <li>メッセージ欄でのお知らせがない場合は審査中であり、申出書データ等は到達し、審査が行われています。差戻しがある場合には補正通知があり、審査が完了し受理となった場合は受理通知があります。</li> <li>下記マニュアルの「&lt;受理・審査状況&gt;」(P.12)を参照してください。</li> <li>▶ 少量新規化学物質の申出手続について(令和7年度版)</li> <li>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryoshinkiuketsukeR7.pdf</li> </ul>			